

申告書作成会場

申告書作成会場では、原則、ご自身のスマートフォンまたはタブレットでマイナンバーカードを利用して申告書を作成していただきます。

会場

川崎南税務署 [\(案内図\)](#)

所在地

川崎市川崎区榎町3-18

最寄り駅

JR川崎駅 東口徒歩14分

京浜急行京急川崎駅 徒歩11分

開設期間

令和7年 **2月17日(月)** から **3月17日(月)** (土日及び祝日を除きます。)

※ ただし、3月2日(日)は開場します。

開設時間

受付 午前8時30分から午後4時まで(提出は午後5時まで)

※ 会場の混雑を避けるため、早い時間で受付を締め切る場合があります。

相談 午前9時15分から午後5時まで

お持ちいただきたいもの

- ① マイナンバーカード
- ② マイナンバーカード発行時に、ご自身で設定した次のパスワード
 - ・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ・ 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
- ③ スマートフォンまたはタブレット
- ④ 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類

書面で申告書等を提出する方

- 税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。
申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本(提出用)のみを提出**(送付)していただきますよう、お願いします。詳しくは、以下をご覧ください。
[「令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつについて」](#)
- 書類を郵送で提出される場合は、東京国税局業務センター川崎南分室(〒210-8606 神奈川県川崎市川崎区榎町3-18)へ送付していただきますようお願いいたします。

その他

- 上記開設期間の前でも相談を受け付けております。
- 税務署内の駐車場は、令和7年2月17日(月)から3月17日(月)までの期間はご利用いただけませんので、お車での来署はご遠慮ください。